

創業・IT等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 自噴メタンガスの有効活用 1
2 - 民放TVの県単位での放送について 1
3 - 食品の移動販売に係る申請書の様式統一について 2
4 - 自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について 2
5 - 微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入 3
6 - ダンスに関わる風営法の規制の改革提案 3
7 - 自動車の制限速度の矛盾解消 4
8 - 鳥獣保護法(猟期)の規制緩和について 4

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由等	提案主体 名(会社 名・団体 名)	制度の 所管官 庁
1	8月26日	10月9日	自噴メタンガスの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で自噴メタンガス(殆ど大気放散)を活用するには、個人宅の使用を除き鉱山法に従って鉱業権を取得する必要があります。 (個人宅使用は、規制改革ホットラインの7月31日付とりまとめで承知) ・現状で既に自噴しているメタンガス(殆ど大気放散)を利用に当り、「試掘権」の申請・受理・許可～「採掘権」の申請・受理・許可と手続きしなければなりません(現法律では必要、許可まで概ね2ヵ年要す)。 ・これでは、折角の貴重な国内エネルギーの利用が進まないだけでなく、メタンガス大気放散による地球温暖化の助長になっています。 ・そこで既に自噴しているメタンガス(殆ど大気放散)に限り、早期に有効利用すべく仮称「限定採掘権」の設定(規制改革)をお願い致します。(申請後、6ヶ月程度で許可が出る事を希望) ・国内で、自噴メタンガスの年間エネルギー量は、推測で 1, 000, 000GJ/年間 は下らないと考えます。 	民間企業	経済産業省
2	8月28日	10月9日	民放TVの県単位での放送について	<p>他県の放送も見たい。 地域によっては、チャンネル数が少なく全国放送にもかかわらず、見る事が出来ない番組がある。 どのに地域に住むかによって放送受信の不利益を被る場合があるのは、居住場所の選択の自由を損ねていると思います。他県の放送も見れる(見れないでは無く場合によっては見ることも出来る)様にしてほしい。</p>	個人	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由等	提案主体 名(会社 名・団体 名)	制度の 官 庁
3	9月5日	10月9日	食品の移動販売に係る申請書の様式統一について	<p>食品の移動販売を行う場合、移動販売車の審査を各地区の保健所に申請を行う必要があります。しかしながら、この申請書が地区により異なるため、全国で移動販売を行うにあたっては、その準備が大きな負担となっています。このため、都道府県等が独自に許可基準を定めることが前提であっても、申請書の様式を全国で統一されることを要望します。</p> <p>また、申請書への添付書類として「構造設備仕様書」の提出を求められる場合が多いのですが、移動販売車専用の様式ではない(固定店舗用)ことが多く、記入に多大な時間を要しているため、移動販売車専用の様式を定めることを要望します。</p> <p>さらに、申請時には様々な添付書類の提出も求められますが、添付書類の様式、種類及び枚数が地区により異なるため、その準備が大きな負担となっています。このため、申請書と同様に添付書類についても、様式・種類・枚数を全国で統一されることを要望します。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省
4	9月5日	10月9日	自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について	<p>「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」については、昭和四十二年三月三日に厚生省環境衛生局長通知(環乳第五〇一六号)として発出されていますが、当時と現在とでは、社会的課題も大きく変化しており、高齢化や限界集落の社会的解決の一助としての移動販売の重要性はより増しています。その一方で、技術的進歩も大きく、当時では解決できなかった温度管理や衛生面の対応が可能となっています。</p> <p>これらの状況に鑑み、現代に即した新しいガイドラインを定める必要があると考えています。新しいガイドラインの策定においては、食品の安全性を担保することを大前提としつつ、既に移動販売を実施している小売事業者等からのヒアリングをベースとして、現代のお客様のニーズを最上位において検討されることを要望します。</p> <p>各都道府県等においては、新たに策定するガイドラインを基に許可基準を定めていただくとともに、食品の移動販売を行おうとする者が円滑な申請準備が行えるよう、許可基準を公開されることを要望します。また、許可基準の策定と公開に関しては、国から都道府県等に対して指導されることも併せて要望します。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由等	提案主体名(会社名・団体名)	制度の官庁
5	9月5日	10月9日	微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入	<p>①微量PCB汚染廃電気機器等について、安全性の確保を大前提としつつ、PCB含有絶縁油と抜油後の容器等に関して、規制対象を区分して取り扱うEUや米国等と同様の規制の仕組みを導入されたい。</p> <p>②併せて、抜油後の容器等に由来するPCBのリスク(PCBの総量・含有濃度に応じた環境や人体等への影響等)に即した処理対象のあり方、資源の効率的利用を勘案した処理促進策を、PCB廃棄物の保管事業者をはじめ、民間事業者等との連携のもと策定されたい。</p> <p>【規制の現状と提案理由】</p> <p>①PCB廃棄物は、主に意図的にPCBを使用した高濃度PCB廃棄物(PCB濃度60～100%)と、非意図的にPCBが混入した微量PCB汚染廃電気機器等(PCB濃度1mg/kg以下～数十mg/kg程度)に大別される。②微量PCB汚染廃電気機器等は、高濃度PCB廃棄物を対象と想定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」施行後の2002年に、その存在が判明した。微量PCB汚染廃電気機器等に関しては、絶縁油、抜油後の容器等ならびに汚染された使用中機器の処理が、同法ではなく、行政通達のもと、PCB絶縁油に関する処理目標基準(PCB濃度0.5mg/kg)に準拠してなされている状況である。③しかしながら、当該規制は他の先進諸国における規制実態とは著しく乖離している。例えば、米国では、絶縁油の処理対象基準はストックホルム条約で廃絶が求められる50mg/kgである一方、抜油後の容器等については500mg/kg以上の絶縁油が封入・付着していたものが処理対象とされている。PCBを含む絶縁油を抜油した後の容器等に関しては、PCB総量の殆ど(約97%)が除去されているため、漏洩等に起因するリスクは大幅に低下しているのが、PCB処理現場の実態である。④また、現行規制を前提とした場合、高濃度PCB廃棄物(PCB総量約2万トン)の処理に必要な費用が約6千億円であるのに対し、PCB総量約7万トンの微量PCB汚染廃電気機器等の処理に数兆円規模が必要と試算される。さらに、この大半が、0.2トンの付着等により残存する抜油後の容器等の処理費用である。わが国独自の著しく厳しい規制が、過重な負担を事業者に課し、円滑な微量PCB汚染廃電気機器等の処理を阻害する要因となっている。⑤わが国が、ストックホルム条約で定められている年限(2028年)までに全量のPCB廃棄物処理を完了できるか、見通しは立っていない。以上を踏まえ、中小企業を含む国民負担の低減、諸外国との競争条件(規制による追加的コスト負担)のイコールフットイングを通じたわが国産業の競争力強化、さらには成長戦略の実現という観点から、安全かつ確実な処理を大前提としつつ、微量PCB汚染廃電気機器等のリスクに応じた合理的・効率的な処理を可能とする仕組みを導入することが求められる。⑥とりわけ、先進諸外国の取組みに比しても、リスクに見合わない莫大な費用が求められる「抜油後の容器等」の処理については、使用中の機器が大半を占めることに留意しつつ、絶縁油と抜油後の容器等は別途のPCB濃度で規制するとともに、安全と合理的・効率的な処理を両立させる方策の実現に向けて官民が一体となって検討すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省
6	9月9日	10月9日	ダンスに関わる風営法の規制の改革提案	<p>風営法の法益は風営法が対象としている娯楽産業の適切な発展であり、その発展を享受する国民がその受益者である。風営法の1号営業、2号営業、3号営業、4号営業における「ダンス」という単語が意味している内容は、法を執行する行政側にとっては、法であるがゆえに当然のことながら法律制定時の社会通念上の解釈から一寸たりとも変化しておらず、その原則に基づいた法の解釈運用基準と、現在の「ダンス」という単語が社会通念上意味しているものが大きく乖離しているために、風営法の法益は損なわれている。法の立てつけが現実の社会通念と遊離しているために、法が本来目的としているはずの(風俗)営業の発展を阻害している。本来風営法においては、社会通念上の変化を適宜勘案して法の適用、運用を適切に行うことが付帯条項により義務付けられている。にもかかわらず、長年その定められた風俗研究会等の開催を怠って同じ「ダンス」の解釈を続けてきたために、本来適切な発展を目指した法が対象としている営業の実態は、どこからが無許可営業になるかわからないために許可を取らない業態(例えば時折イベントとして踊らせる営業をするレストラン)から、確信犯として無許可営業をする(例えば深夜酒類の届け出で踊らせる営業を常態とするもの)ものまで、単に「法の抜け道をもつて営業している」と一括りには解釈できない、様々なケースを成立させてしまっている。それゆえに、昨今行政が行っている一部の無許可営業の摘発等の事例の影響もあり、法益の本来性からは適法なはずの不定期のダンスイベントや、常態的収入に結びつかない公施設でのダンスレッスンなどにおいても、会場や主催者による営業の自粛という事態まで引き起こされている。従って、風営法のもう一方の法益である治安、善良な風俗の維持、青少年の保護等について、これを阻害することなくいかに上記の「ダンス」解釈の改革をなせるのかが提案者の提案＝問題提起である。というのも、この問題を焦点にしないのならば、「風俗営業の“適切な”発展」、すなわち一方では営業の促進を謳い、同時に不適切なものを規制するという風営法の立てつけ自体を変えなくてはならず、それはすなわち風営法の解体ということになる。そこで以下の規制緩和についての検討を提案する。1、3号営業の要件緩和。時間(深夜営業)と面積、設置場所規制について。2、4号営業の規制廃止。</p>	個人	警察庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由等	提案主体名(会社名・団体名)	制度の官庁
7	9月10日	10月9日	自動車の制限速度の矛盾解消	<p>我が国の高速道路の法定速度は、100km/hと海外の多くの国と比べて低く決められています。しかし、実際の高速道路では、何の必要があつてか、80km/hに制限されることが多く、また、屢々50km/hに制限されることがあります。運転者には理解不能です。制限速度は公安委員会の名の下に設定されていると思料しますが、実際は警察が決め、自分で取締を行っています。これは、法を軽視した行政の裁量権の乱用ではないか。例えば低い速度に制限しても、実際の交通速度は法定速度を超える自動車が多く見られます。50km/h制限のときは、制限値の二倍の速度になっています。この状態は警察の意思で実に多くの自動車を捕まえることができることとなっています。そこで提案ですが、</p> <p>①法定速度を道路の状態に併せて上げる。(警察は同じ名目で制限速度を低く設定している) 我が国の運転者が海外の運転者に比べ運転技術が未熟とすることはありません。</p> <p>②高速道路では、最低速度の制限を設ける。流れに逆らった低速車がいると危険です。</p>	個人	警察庁
8	9月12日	10月9日	鳥獣保護法(猟期)の規制緩和について	<p>○イノシシ・シカ・外来種の猟期(罟)は通年可能とする。しかし銃猟に限っては、安全が確保しやすい10月15日から4月15日までとする。</p> <p>【効果】</p> <p>○狩猟者全員がイノシシ・シカを狩猟として捕獲できる →捕獲報奨金(税金)の大幅削減 →民間活力の促進(税金を投入しなくても捕獲体制を構築できる) →狩猟によって個体数を減らすことに貢献し、行政による個体数調整事業としての捕獲量が減る。</p> <p>○獣肉利活用の促進→1年中(現在の3倍)、営業できることから民間捕獲事業会社が参入しやすい環境整う</p> <p>○「狩猟」「有害捕獲」「個体数調整」の明確化ができる</p> <p>○年間通し狩猟ができるため、狩猟文化が一般化される(現在の釣りのようなもの)</p> <p>○広域で捕獲ができる→捕獲効率の高い場所で行われるため、個体数調整としての働きがある</p> <p>○狩猟期間3倍になり、捕獲技術の早期取得、向上</p> <p>○農作物などの被害者による捕獲(自衛)意欲の向上、迅速に対応(捕獲)で被害減</p> <p>○報奨金利権が生じる期間の減少 →報奨金支払いも大幅減少</p> <p>○狩猟登録料や保険料に割安感が生まれる</p> <p>○外来種に予算をまわせる</p>	個人	環境省